

寒川町下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年2月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第6号

寒川町下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

寒川町下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成27年寒川町規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第4条」を削り、「（第5条～第7条）」を「（第4条～第6条）」に、「（第8条～第12条）」を「（第7条～第11条）」に、「（第13条）」を「（第12条）」に、「（第14条～第19条）」を「（第13条～第18条）」に、「（第20条～第34条）」を「（第19条～第33条）」に、「（第35条～第38条）」を「（第34条～第37条）」に、「（第39条～第43条）」を「（第38条～第42条）」に、「（第44条）」を「（第43条）」に、「（第45条～第53条）」を「（第44条～第52条）」に、「（第54条～第56条）」を「（第53条～第55条）」に、「（第57条・第58条）」を「（第56条・第57条）」に、「（第59条）」を「（第58条）」に、「（第60条～第65条）」を「（第59条～第64条）」に、「（第66条～第69条）」を「（第65条～第68条）」に、「（第70条）」を「（第69条）」に、「（第71条・第72条）」を「（第70条・第71条）」に改める。

第4条を削る。

第3章第1節中第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第3章第2節中第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項中「第13条」を「第12条」に、「第7条」を「第6条」に改め、同条第2項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第3章第3節中第13条を第12条とする。

第4章第1節中第14条を第13条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

第18条第2項中「第21条」を「第20条」に、「第32条」を「第31条」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第4章第2節中第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第23条第1項ただし書中「出来る」を「できる」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第26条第1項中「第21条」を「第20条」に改め、同条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第28条第2項中「第17条」を「第16条」に改め、同条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条から第32条までを1条ずつ繰り上げる。

第33条第3項中「第17条」を「第16条」に改め、同条を第32条とし、第34条を第33条とする。

第5章中第35条を第34条とし、第36条から第38条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第39条を第38条とする。

第40条中「第44条」を「第43条」に改め、同条を第39条とし、第41条を第40条とし、第42条を第41条とし、第43条を第42条とする。

第7章第1節中第44条を第43条とする。

第7章第2節中第45条を第44条とし、第46条から第53条までを1条ずつ繰り上げる。

第7章第3節中第54条を第53条とし、第55条を第54条とし、第56条を第55条とする。

第7章第4節中第57条を第56条とし、第58条を第57条とする。

第59条中「第44条」を「第43条」に改め、第8章中同条を第58条とする。

第9章中第60条を第59条とし、第61条を第60条とし、第62条を第61条とする。

第63条第2項中「準用する」を「準用する。」に改め、同条を第62条とし、第64条を第63条とし、第65条を第64条とする。

第10章中第66条を第65条とし、第67条から第69条までを1条ずつ繰り上げる。

第11章中第70条を第69条とする。

第12章中第71条を第70条とし、第72条を第71条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。